

「雇用保険法等の一部を改正する法律案」(概要)

改正法	主な改正事項(予定)	施行期日(予定)
雇用保険法	<p>■基本手当の給付日数(所定給付日数)の改正 被保険者であった期間が1年以上5年未満である特定受給資格者について、新たな給付日数の区分を設ける(別紙参照)。</p> <p>■基本手当の支給に関する暫定措置等の改正 特定理由離職者(期間の定めのある労働者の雇止めによる離職)を特定受給資格者とみなして基本手当の支給に関する規定を適用する暫定措置を平成34年3月31日以前の離職者まで適用する。</p>	平成29年4月1日
	<p>■基本手当に係る賃金日額の下限等の改正 賃金日額の下限額について2,460円(現行:2,290円)とし、上限額についても受給資格者の年齢に応じた区分ごとにそれぞれ引き上げる。</p>	平成29年8月1日
	<p>■育児休業給付金の改正 養育する子が1歳6か月に達した日後の期間について保育所に入所できない等の理由がある場合であって2歳に満たない子を養育するための休業をしたときに、育児休業給付金を支給する。</p>	平成29年10月1日
	<p>■移転費の改正 移転費の支給対象者として、特定地方公共団体もしくは職業紹介事業者の紹介した職業に就く者を加える。</p> <p>■教育訓練給付金の改正 教育訓練給付金の額について、教育訓練の受講のために支払った費用の額に20/100以上70/100以下(現行:20/100以上60/100以下)の範囲内において厚生労働省令で定める率を乗じて得た額とする。</p>	平成30年1月1日
	<p>■雇用保険率の改正 現行の15.5/1000(一般の事業、うち失業等給付に係る率12/1000)を、平成29年度から平成31年度までの各年度においては13.5/1000(同、うち失業等給付に係る率10/1000)とする。なお、平成29年度における失業等給付に係る雇用保険率については弾力条項の規定(法第12条第5項)に基づき、6/1000とする予定。</p>	平成29年4月1日
育児介護休業法	<p>■育児休業期間の改正 養育する1歳6か月から2歳に達するまでの子について、次のいずれにも該当する場合に限って育児休業の申出ができる。 (1)当該申出に係る子について、当該労働者またはその配偶者が、当該子の1歳6か月に達する日(1歳6か月到達日)において育児休業をしている場合 (2)当該子の1歳6か月到達日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合に該当する場合</p> <p>■育児休業等に関する定め等の周知等の措置の改正 ※努力義務規定 育児休業等に関する定め等の周知等の措置には、労働者もしくはその配偶者が妊娠し、もしくは出産したことまたは労働者が対象家族を介護していることを知ったときに、当該労働者に対し周知させるための措置を含むものとする。</p> <p>■小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に関する措置の改正 ※努力義務規定 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に関して、労働者の申出に基づく育児に関する目的のために利用することができる休暇(子の看護休暇、介護休暇および年次有給休暇として与えられるものを除き、出産後の養育について出産前において準備することができる休暇を含む)を与えるための措置を講ずるよう努めなければならないものとする。</p>	平成29年10月1日

【別紙】基本手当の給付日数

<現行>

被保険者であった期間 区分	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年 以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上35歳未満			180日	210日	240日
35歳以上45歳未満		240日		270日	
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日



<改正案>

被保険者であった期間 区分	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年 以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上35歳未満		120日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満		150日		240日	270日
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日